

# 新たに高年齢者、障害者等の就職が特に困難な者又は緊急就職支援者を雇い入れた事業主の方への給付金

## 特定求職者雇用開発助成金

特定求職者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を助成するもので、これらの者の雇用機会の増大を図ることを目的としています。

このうち、高年齢者、障害者等の就職が特に困難な者を、公共職業安定所又は適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者の紹介により雇い入れた事業主に対しては、特定就職困難者雇用開発助成金が、緊急就職支援者を雇い入れた事業主に対しては、緊急就職支援者雇用開発助成金が支給されます。

### I 特定就職困難者雇用開発助成金

#### 受給できる事業主

受給できる事業主は、次の1から5までのいずれにも該当する事業主です。

- 1 雇用保険の適用事業の事業主
- 2 次のいずれかに該当する求職者（雇い入れられた日現在における満年齢が65歳未満の者に限る。）を公共職業安定所又は適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れ、当該求職者を助成金の支給終了後も引き続き相当期間雇用することが確実であると認められる事業主

※ 「適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者」とは、厚生労働大臣の許可を受けた有料・無料職業紹介事業者又は届出を行った無料職業紹介事業者のうち、特定求職者雇用開発助成金に係る取扱いを行うに当たって、厚生労働省職業安定局長の定める項目のいずれにも同意する旨の届出を都道府県労働局長に提出し、特定求職者雇用開発助成金に係る取扱いを行う旨を示す標識の交付を受け、これを事業所内に掲げる職業紹介事業者のことです。

- (1) 一般被保険者（短時間労働被保険者を含む）として雇い入れられた、次のいずれかに該当する者（(2)に該当する者を除く。）（(2)以外の者については、職業紹介を受けた日に被保険者でない者に限られます。）

イ 60歳以上の者

ロ 身体障害者

ハ 知的障害者

ニ 精神障害者

ホ 母子家庭の母等

ヘ 中国残留邦人等永住帰国者

ト 北朝鮮帰国被害者等

チ 認定駐留軍関係離職者（45歳以上の者に限る。）

リ 沖縄失業者求職手帳所持者（45歳以上の者に限る。）

ヌ 漁業離職者求職手帳所持者（国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法によるもの）（45歳以上の者に限る。）

ル 手帳所持者である漁業離職者等（45歳以上の者に限る。）

- ヲ 一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者（45歳以上の者に限る。）
- ワ 認定港湾運送事業離職者（45歳以上の者に限る。）
- カ アイヌの人々※（北海道に居住している者で、45歳以上の者であり、かつ、公共職業安定所の紹介による場合に限る。）

※アイヌの人々：「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（平成9年7月公表）に用いられている用語

- (2) 一般被保険者（短時間労働被保険者を除く）として雇い入れられた次のいずれかに該当する者（重度障害者等）
  - イ 重度身体障害者
  - ロ 身体障害者のうち45歳以上の者
  - ハ 重度知的障害者
  - ニ 知的障害者のうち45歳以上の者
  - ホ 精神障害者
- 3 対象労働者の雇入れの日の前日から起算して6か月前の日から1年間を経過する日までの間に、当該雇入れに係る事業所において、雇用する被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を事業主都合による解雇（勧奨退職等を含む。）したことがない事業主
- 4 対象労働者の雇入れの日の前日から起算して6か月前の日から1年間を経過する日までの間に、当該雇入れに係る事業所において、特定受給資格者となる離職理由により雇用する被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を3人を超え、かつ、当該雇入れ日における被保険者数の6%に相当する数を超えて離職させていない事業主
- 5 対象労働者の出勤状況及び賃金の支払い状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を整備、保管している事業主

注意

- 1 次のいずれかに該当する場合には、この助成金は支給されません。
  - (1) 対象労働者が安定所又は有料・無料職業紹介事業者の紹介以前に、雇用の内定があった対象労働者を雇い入れる場合
  - (2) 安定所又は有料・無料職業紹介事業者の紹介時点と異なる条件で雇い入れた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利益、又は違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申し出があった場合
  - (3) 資本、資金、人事、取引等の状況からみて、対象労働者を雇用していた事業主と密接な関係にある事業主が対象労働者を雇い入れる場合
  - (4) 助成金の支給対象期間中、対象労働者を事業主の都合により解雇（勧奨退職等を含む。）した場合。
  - (5) 雇い入れた日の前日から過去3年間に職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く。）を受け又は受けたことのある者を当該職場適応訓練を行い、又は行った事業主が雇い入れる場合
  - (6) 雇入れの日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れの日の前日までの間のいずれかの日に雇用関係、出向、派遣又は請負により就労したことのある者を、再び同一事業所に雇い入れる場合
  - (7) 支給対象期に対象労働者に対する賃金を支払期日を超えて支給申請を行うまでに支払っていない場合
  - (8) 助成金の支給を行う際に、雇入れに係る事業所において成立する保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納している場合
  - (9) 悪質な不正行為により本来受けることのできない助成金等を受け又は受けようとしたことにより3年間にわたる助成金の不支給措置が執られている場合
  - (10) 労働関係法令の違反を行っていることにより助成金を支給することが適切でないものと認められる場合

- 2 この助成金の受給中や支給期間が終了してから対象労働者を解雇した事業主に対しては、支給した助成金の返還を求めることがあります。
- 3 不正行為により本来受けることのできない助成金を受け又は受けようとした場合には、これにより助成金の支給を受けることができないこととなった日後3年間助成金を受けることができなくなることがあります。
- 4 助成金の支給申請から支給決定までの間及び支給終了後において総勘定元帳等の帳簿の提示を求めることがありますのでご承知願います。

受給できる額
--------

1 助成対象期間

- (1) 重度身体障害者、重度知的障害者、45歳以上の身体障害者、45歳以上の知的障害者又は精神障害者を雇い入れた事業主の場合（短時間労働被保険者として雇い入れた場合を除く）

1年6か月

- (2) それ以外の対象労働者を雇い入れた事業主の場合

1年間

※ 「助成対象期間」は、対象労働者の雇入れの日（賃金締切日が定められている場合は雇入れの日の直後の賃金締切日の翌日。賃金締切日に雇い入れられた場合は雇入れの日の翌日。賃金締切日の翌日に雇い入れられた場合は雇入れの日。）から起算します。「支給対象期」についても同様です。

2 支給対象期ごとの受給できる額

助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を支給対象期（第1期、第2期、第3期）といい、それぞれの支給対象期に受給できる額は、支給対象期における対象労働者に対して事業主が支払った賃金に相当する額として厚生労働大臣が定める方法により算定した額に雇い入れた対象労働者の区分ごとに定まる助成率を乗じた額です。

ただし、受給額は支給対象期ごとに雇用保険基本手当日額の最高額の165日分が限度となります。

$$\text{支給対象期（6か月）の支給額} = \frac{\text{支給対象期における対象労働者に対して事業主が支払った賃金に相当する額として算定した額}}{\text{支給対象期における対象労働者に対して事業主が支払った賃金に相当する額として算定した額}} \times \text{助成率}$$

※ 「支給対象期における対象労働者に対して事業主が支払った賃金に相当する額として厚生労働大臣が定める方法により算定した額」とは、

→ 雇い入れ日の属する年度の前年度に係る確定保険料算定の基礎となった賃金総額より一人当たりを支払われた賃金額（年度）を求め、臨時に支払われた賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く6か月間に支払われた賃金に相当する額として算定される額です。

※ 平成15年4月1日以前に対象労働者を雇い入れた場合の受給できる額は、支給対象期の末日の属する年度の前年度に係る確定保険料算定の基礎となった賃金総額より一人当たりを支払われた賃金額（年度）を求め、臨時に支払われた賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く6か月間に支払われた賃金に相当する額として算定される額です。

※ 助成率は対象労働者の区分ごとに次の表のとおりです。

対象労働者	助成率
受給できる事業主の2の(1)に該当する者	1/4(1/3)
受給できる事業主の2の(2)に該当する者（重度障害者等）	1/3(1/2)

注（ ）内は中小企業事業主に対する助成率です。

## 受給のための手続

特定就職困難者雇用開発助成金の支給を受けるためには、対象労働者を雇い入れた事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に、支給対象期ごとにそれぞれ支給対象期後1か月（支給申請期間）以内に必要な書類を添えて支給申請書を提出することが必要です。

支給申請期間の末日が申請期限となりますので、この日を過ぎると、原則として当該申請期限に係る支給対象期については支給を受けることができませんので注意してください。

※手続きの詳細については、最寄りの公共職業安定所にお尋ねください。

## 職場適応訓練費

職場適応訓練は、実際の職場で作業について訓練を行うことにより、作業環境に適応することを容易にさせる目的で実施するものであり、訓練終了後は、その訓練を行った事業所に雇用してもらうことを期待して実施するものです。訓練を行った事業主には職場適応訓練費が支給され、訓練生には雇用保険の失業等給付が支給されます。

### 訓練を受託できる事業主

- 1 職場適応訓練は、雇用保険の受給資格者等であって、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次のイからホに該当する事業主に委託して行います。
  - イ 職場適応訓練を行う設備的余裕があること。
  - ロ 指導員としての適当な従業員がいること。
  - ハ 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険等に参加し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること。
  - ニ 労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること。
  - ホ 職場適応訓練修了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること。
- 2 訓練期間は、6か月（重度の障害者に係る訓練等1年）以内です。  
なお、短期の職場適応訓練については、2週間（重度の障害者に係る訓練4週間）以内です。

### 受給できる額

- 1 事業主は、訓練費として職場適応訓練生1人につき月額24,000円（重度の障害者25,000円）が支給されます。なお、短期の職場適応訓練については、日額960円（重度の障害者1,000円）です。
- 2 職場適応訓練生は、雇用保険の失業等給付が支給されます。

### 受給のための手続

手続等の詳細については、最寄りの公共職業安定所にお尋ねください。

### その他

雇用保険の受給資格者等以外の次に該当する方につきましても、職場適応訓練を行うことができますので、最寄りの公共職業安定所にご相談ください。

中高年齢失業者等求職手帳所持者、広域就職適格者、激甚災害地域離職者、災害による内定取消し未就職卒業者、へき地又は離島の居住者、45歳以上の求職者等、知的障害者、精神障害者、母子家庭の母等、中国残留邦人等永住帰国者、北朝鮮帰国被害者等、離農転職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者求職手帳所持者、一般旅客定期航路事業等離職者手帳所持者、認定本四港湾運送事業離職者、漁業離職者求職手帳所持者、沖縄若年求職者、駐留軍関係離職者（沖縄県の区域に住（居）所を有し、又は有していた者であって、沖縄県の区域内の公共職業安定所長が職場適応訓練を受けることを指示した者に限る。）及び沖縄失業者求職手帳所持者

## 障害者雇用に係る税制の特例

### 1. 所得税・法人税の特例（国税）

税制の特例措置の概要	障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却 普通償却限度額の24%（建物32%）の割増償却が出来る（取得の日から5年間）
適用要件	1 障害者を50%以上又は障害者を25%以上かつ20人以上雇用（*） 2 その年又はその前5年以内の各年において取得、製作、建設した機械・設備等
適用年限	時限措置（平成19年3月まで延長済み）
対象となる障害者の範囲	○ 身体障害者 ○ 知的障害者 ○ 精神障害者

（\*）は短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として計算し、精神障害者である短時間労働者は1人を0.5人として計算する。

### 2. 不動産取得税・固定資産税の特例（地方税・都道府県税）

税制の特例措置の概要	障害者を多数雇用する事業主に係る不動産取得税・固定資産税の課税の特例 不動産：価格の1/10に相当する額に税率を乗じて得た額を税額から減額 固定資産：価格の1/6に相当する額に税率及び心身障害者雇用割合を乗じて得た額を税額から減額（取得後5年間）
適用要件	1 障害者を20人以上雇用（*） 2 雇用割合が50%以上（*） 3 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金を受給して平成19年3月31日までの間に取得した事業用施設（作業の用に供するものに限る。）
適用年限	時限措置（平成19年3月まで延長済み）
対象となる障害者の範囲	○ 身体障害者 ○ 知的障害者 ○ 精神障害者

（\*）は短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として計算し、精神障害者である短時間労働者は1人を0.5人として計算する。